

重要

2024年3月修了の留学生で 修了後も日本で就職活動をする方へ

神戸大学を修了後も引き続き日本において就職活動を行う人は、「**短期滞在(特定活動)**」への**在留資格変更・在留期間更新の申請が必要です**。留学ビザの在留期限が残っている場合でも必ず申請が必要です。(法律上、修了した時点で留学生ではなくなるため、在留資格を変更しなければ、日本に滞在することはできません。)詳しくは教務係までお問い合わせください。

教務係メール：econ-kyomu@office.kobe-u.ac.jp

参照：[出入国在留管理庁HP-本邦の大学等を卒業した留学生が就職活動を行う場合](#)

受付期間：修了者発表日～3月19日(火)

【注意】修了後(4月以降)は、神戸大学は在留資格変更・更新に関わる書類は一切交付しません。